

実施要領

件名	令和8年度サービス事業推進室産業廃棄物（廃プラスチック類）処理（中間処分）業務
実施方法等	<p>見積り合せに参加を希望する事業者におかれましては、京都市契約事務規則及び関係法令を遵守し、別添の仕様書を確認のうえ見積書を御提出ください。</p> <p>見積書（様式は問わない。）には、契約課に提出している使用印鑑届に押印した使用印鑑の押印をお願いいたします。ただし、見積書成立の真正性が確認できる場合には押印が不要となります。</p> <p>期限までに以下の提出先に郵送、持参又はFAX（FAXの場合はFAX番号、担当者氏名もご記載ください。）してください。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件は、単価契約です。 見積書は1キログラム当たりの単価見積としてください。 2 見積書の<u>有効期限を記載する場合は</u>、令和8年4月1日以降の日付としてください。 3 提出された見積書の書換え及び撤回をすることはできません。 4 最低見積価格を提示した事業者を契約の相手方に決定します。 5 見積書の宛名は「京都市長」としてください。 6 見積書にはご担当者の氏名と連絡先も記載してください。 7 見積り合せの結果は、契約が決定した事業者様にのみ連絡します。 8 本件調達に係る予算が成立しない場合は、契約を締結いたしません。 この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても契約の相手方は、その費用を京都市に請求することはできません。
提出期限	令和8年1月28日（水）午後5時必着
提出先	<p>〒604-8832 京都市中京区壬生下溝町44番地の3 京都市行財政局サービス事業推進室（担当：三石、松村） TEL：075-874-7230 FAX：075-312-5122</p>
備考	

※ 不明な点がございましたら、担当者までお問い合わせください。

単価契約仕様書

行財政局サービス事業推進室

(担当 三石、松村 電話 874-7230)

件 名	サービス事業推進室に係る産業廃棄物（廃プラスチック類）処理（中間処分）業務
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 概 要 本件は、サービス事業推進室で生じる産業廃棄物（廃プラスチック類）の処理（中間処分）業務を委託するものである。</p> <p>2 処理の基準 産業廃棄物（廃プラスチック類）の処理は、次により実施する。</p> <p>(1) 受託者の条件 本業務の受託者は、京都市長から廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可（中間処理業）を受けていること。 また、R P F 製造施設を有していること。</p> <p>(2) 処理方法 固形燃料に再生するための中間処理（R P F 化）を行い、処理後物は有価により売却できる性状とすること。</p> <p>(3) 中間処理施設への搬入方法 ア 産業廃棄物（廃プラスチック類）の搬入は、本市が別途契約する収集運搬業者が行う。 イ 搬入日は週1回原則として金曜日とし、閉庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日等及び12月29日から1月3日）の場合は、年末年始を除き、翌閉庁日とする。 ウ 年末年始については、年末最後の搬入日を令和8年12月25日（金）とし、年始の最初の搬入日を令和9年1月8日（金）とする。 エ 収集運搬業者による収集作業は、同日の午後1時30分から午後4時までの間に作業することを指示する。</p> <p>(4) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用 本業務は、産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）の交付又は公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムの利用によって実施するものとする。 なお、紙マニフェストによる場合は以下のとおりとする。 ア 本業務の受託者は、廃棄物受領時に、収集運搬業者から受領したマニフェストに必要事項を記入のうえ、B1票、B2票を収集運搬業者に引き渡すこ</p>

と。

イ 本業務の受託者は処理終了後、残るマニフェストに必要事項を記入のうえ、C 2 票を収集運搬業者に、D 票をサービス事業推進室にそれぞれ 10 日以内に送付すること。

ウ 本業務の受託者は、処理後物を売却した場合は売却先を記入のうえ、E 票をサービス事業推進室に 10 日以内に送付すること。

3 搬入予定量

契約期間の搬入予定量は 180 キログラムを見込む。ただし、これは過去の実績及び予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

4 委託料

処理代金は、毎月の搬入量（キログラム）に契約単価を乗じて算出し、本市の指定する方法により請求すること。

5 報告等

本業務の受託者は、当月分の搬入日ごとの搬入量、処分結果報告書を翌月 14 日までに提出すること。

6 その他

- (1) 災害その他諸般の事情により、施設移転等の事態が生じた場合は、本市はこの契約を解除することができる。また、受託者はこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、本市に請求することはできない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、双方協議のうえ決定する。